

最高裁行一第43号

(庶ろー03)

平成31年1月23日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 門 田 友 昌

最高裁判所事務総局秘書課長 徳 岡 治

国際知財司法シンポジウム2019の開催について（通達）

標記のシンポジウムを別紙の要領によって、知的財産高等裁判所長に開催させてください。

(別紙)

国際知財司法シンポジウム 2019 開催要領

- 1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネット
- 2 日程 平成31年9月24日（火）から同月27日（金）までの4日間
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ等
- 4 内容 アジアを中心とした国々における知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
- (1) 被招へい者 中華人民共和国、大韓民国、インド、オーストラリア連邦及び ASEAN加盟10か国（インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国）の裁判官等の司法関係者
- (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者、研究者及び知的財産制度に关心を有する民間企業関係者等

国際知財司法シンポジウム 2019について

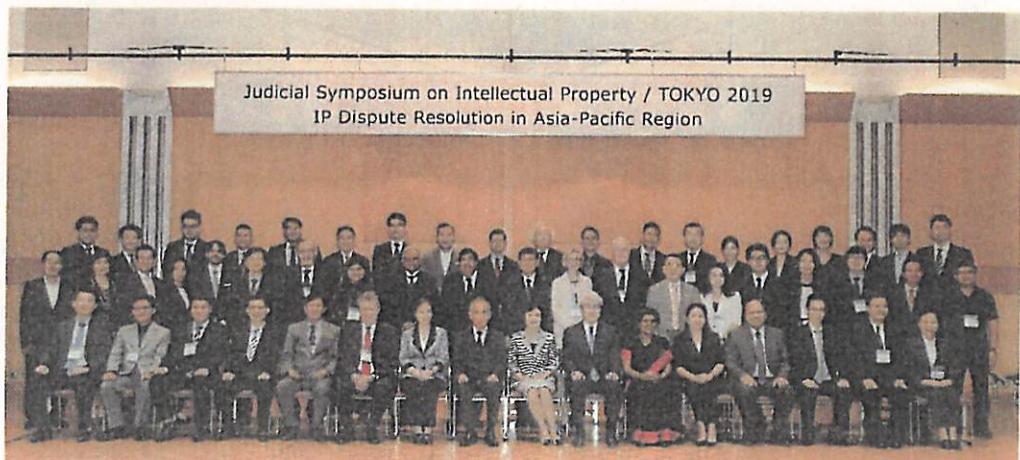
1 概要

令和元年9月25日から9月27日までの3日間の日程で、弁護士会館講堂クレオにて、「国際知財司法シンポジウム（J S I P）2019」を開催しました。

本シンポジウムは、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6者が共催し、知的財産紛争の国際的な課題や動向を適切に把握するとともに、我が国の知財司法に関する制度・判断を国内外に発信することで我が国の制度に対する理解を促進することなどを目的に開催しているものです。

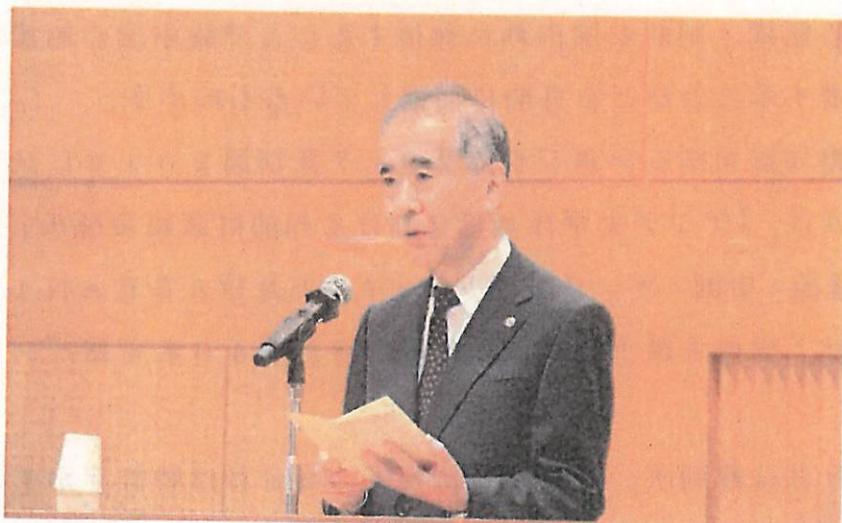
国際知財司法シンポジウム2017及び同2018に続き3回目となる今回は、「アジア太平洋地域における知的財産紛争解決」をテーマとして、韓国・中国・オーストラリア・インド及びASEAN10か国から、裁判官、知財弁護士、検査関係者等合計約40名を招へいして行われました。

1日目は裁判所、2日目は法務省、3日目は特許庁がそれぞれプログラムを担当し、3日間で延べ約1100人の参加を得て、盛況のうちに開催することができました。



2 1日目(9月25日)

シンポジウムは、菅野博之最高裁判所判事による開会の御挨拶で始まりました。近年の情報通信技術の急速な発展やグローバル化の進展に伴って知財紛争が国際化している中、アジア諸国においては知財紛争を専門的に処理する体制を整備する流れが見られるなど知財紛争を適正に解決するための様々な取組がされているところ、これらの取組を各国が互いに学ぶことは大変有益であり、シンポジウムにおける各国の実務家同士の議論が知的財産訴訟制度の更なる発展につながるものと確信している旨述べられました。



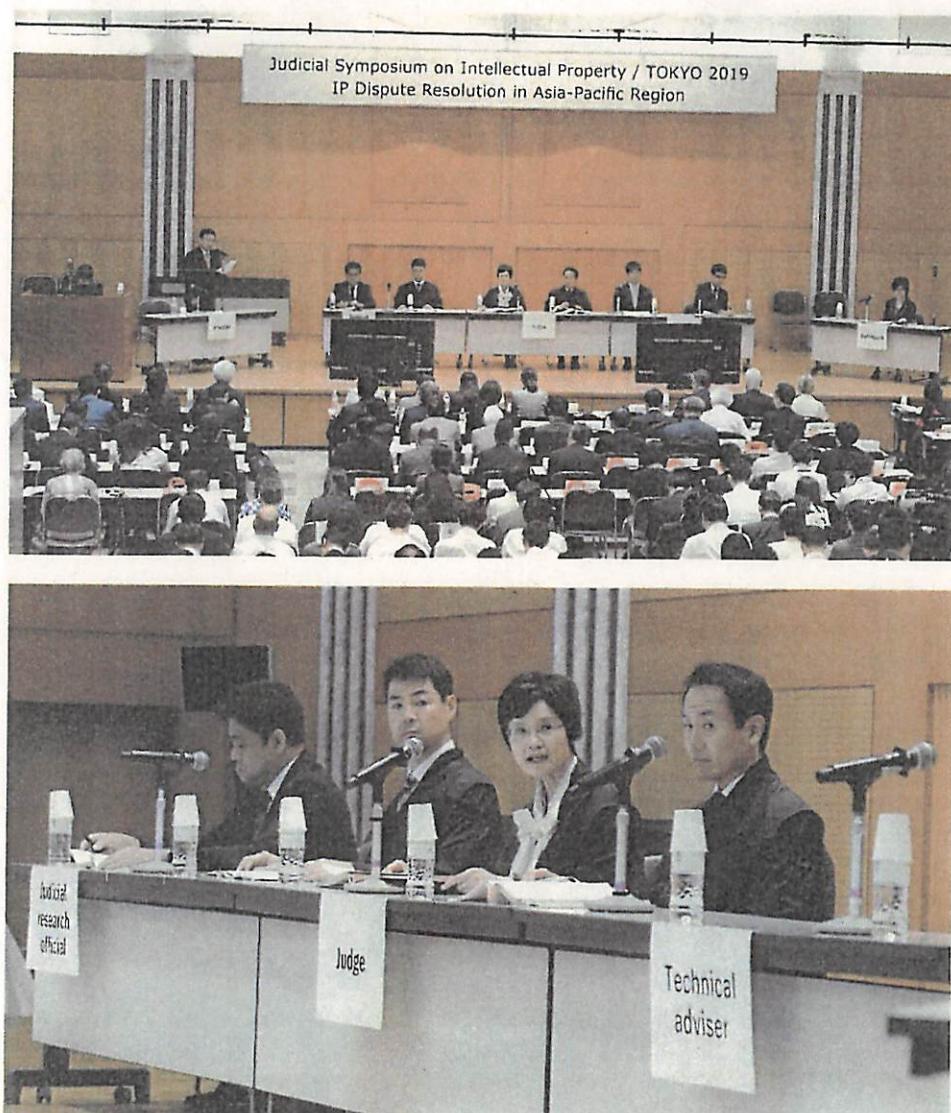
【開会の御挨拶を行う菅野博之最高裁判所判事】

その後、「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈」をテーマとする模擬裁判及びパネルディスカッションが行われました。

模擬裁判は、カーナビゲーションシステムの制御方法に関する発明についての特許権侵害訴訟を題材とするものです。小林康彦判事による事例の説明に続き、日本・韓国・中国・オーストラリア・インドの裁判官及び弁護士により、各国の制度下における審理の模様が実演されました。

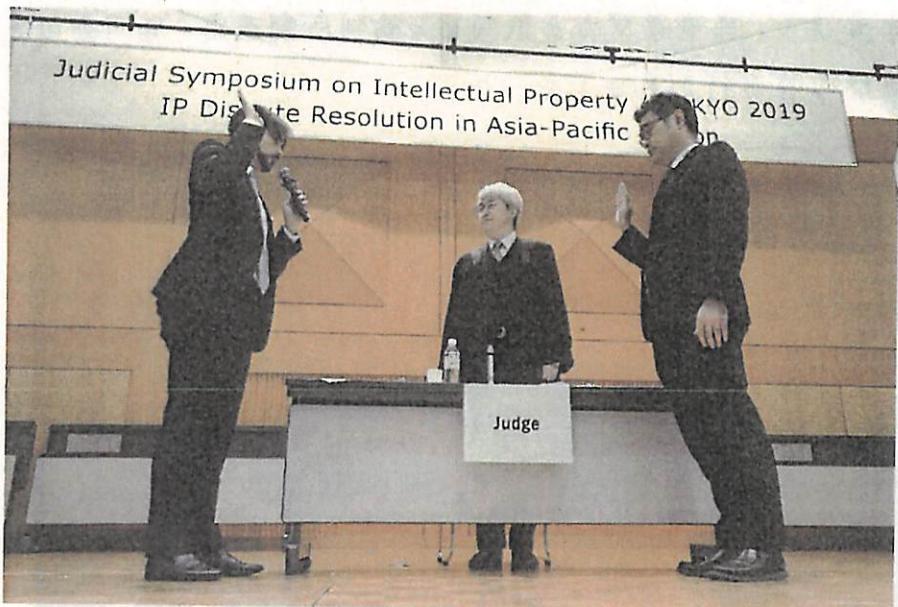
日本は、高橋彩判事が日本の制度概要を説明した後、高部眞規子所長、

眞鍋美穂子判事、山門優判事、國分隆文判事、熊谷大輔判事、菅洋輝判事及び篠原功一裁判所調査官と当事者代理人役の弁護士が模擬裁判を行いました。模擬裁判は、専門委員及び裁判所調査官が立会する技術説明会の場面を中心に行われ、争点に関する当事者双方からのプレゼンテーションを受けて、当事者双方と裁判官・裁判所調査官・専門委員との間で活発な質疑応答が行われました。



【日本の模擬裁判】

各国の模擬裁判は、裁判官や代理人役の弁護士も、実際に法廷で着用する法服を着用するなどし、臨場感あふれるものでした。また、韓国やインドの模擬裁判では、専門的知見の獲得方法として、専門家証人の証言を採用して審理が行われました。



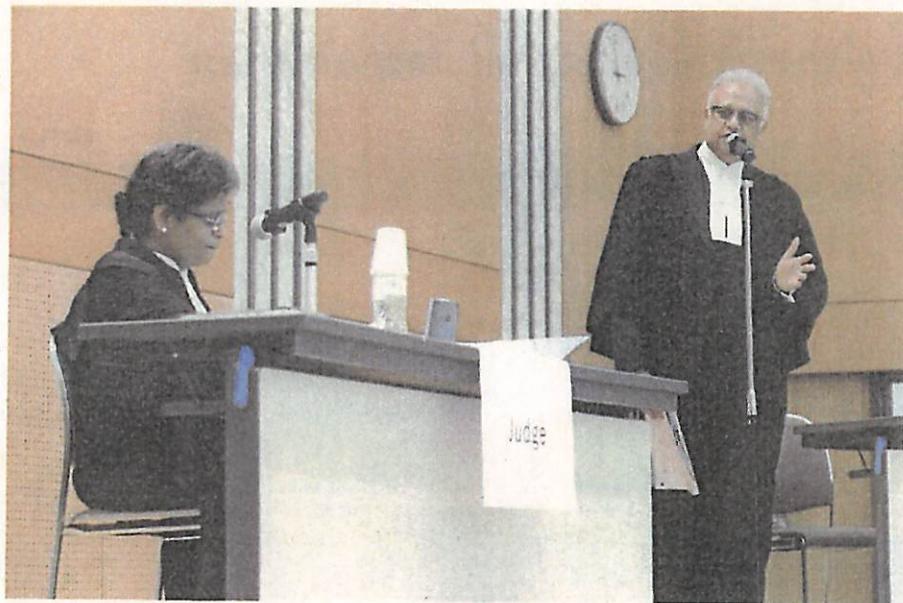
【韓国の模擬裁判】



【中国の模擬裁判】



【オーストラリアの模擬裁判】



【インドの模擬裁判】

各国の模擬裁判終了後、関根澄子判事らをモダレータとするパネルディスカッションが行われました。

クレーム解釈という特許権侵害訴訟における最も基本的な論点について、各国が似たような実定法（又は判例法）を有するにもかかわらず、具体的な事案の当てはめにおいてクレームを充足すると判断した国が3、充足しないと判断した国が2と分かれ、クレーム解釈の手法や当てはめの違いが浮き彫りになりました。

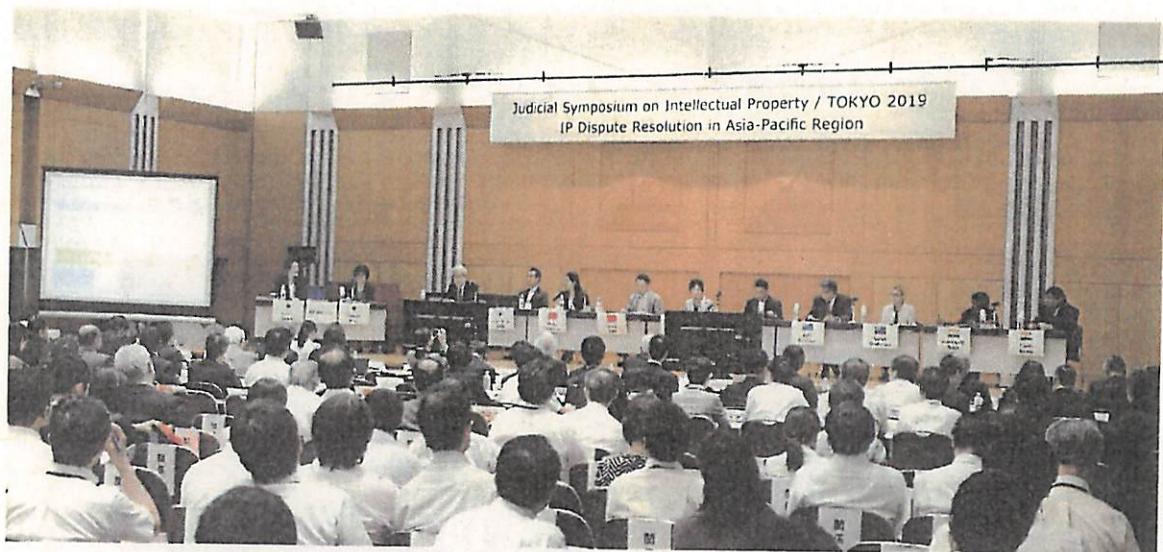
例えば、クレーム解釈に際して、いずれの国も明細書の記載を参照することや、明細書記載の実施例に限定する解釈は行わないことは、共通しています。しかし、模擬裁判では、クレームを充足すると判断した日本、中国及びインドは、明細書中の発明の課題や効果についての記載を参照したのに対し、充足しないと判断した韓国及びオーストラリアは、明細書中の実施例の記載を重視しており、そのことが結論の違いに影響しました。

The Outcome of the Mock Trials 模擬裁判の結果

Element/Conclusion 構成要件/結論	Japan 日本	Korea 韓国	China 中国	Australia オーストラリア	India インド
"Car navigation system" 「カーナビゲーションシステム」	✓	✓	✓	✓	✓
"First memory means" 「第1記憶手段」	✓	✓	✓	✓	✓
"Second memory means" 「第2記憶手段」	✓	✗	✓	✗	✓
Literal infringement 文言侵害	Infringement 侵害	No infringement 非侵害	Infringement 侵害	No infringement 非侵害	Infringement 侵害
Doctrine of equivalents 均等侵害		No DOE 均等侵害 なし		N/A 均等論 なし	

✓ element satisfied 充足 ✗ element unsatisfied 非充足

【模擬裁判の結果】



【パネルディスカッションの様子（1日目）】

シンポジウム1日目は、各国におけるクレーム解釈手法を比較し、異なる分析を行うことを通じて、我が国の審理のあり方を見つめ直し、参加者には、海外での知財紛争に関わる上で有益な情報を提供する機会となりました。参加者からは、各国の訴訟手続やクレーム解釈の違いがよく分かり有意義であった、結論の違いも興味深かった等の感想がありました。

3 2日目（9月26日）

2日目は「インターネット上における著作権侵害」というテーマについて、民事司法と刑事司法の側面から国際比較を行いました。

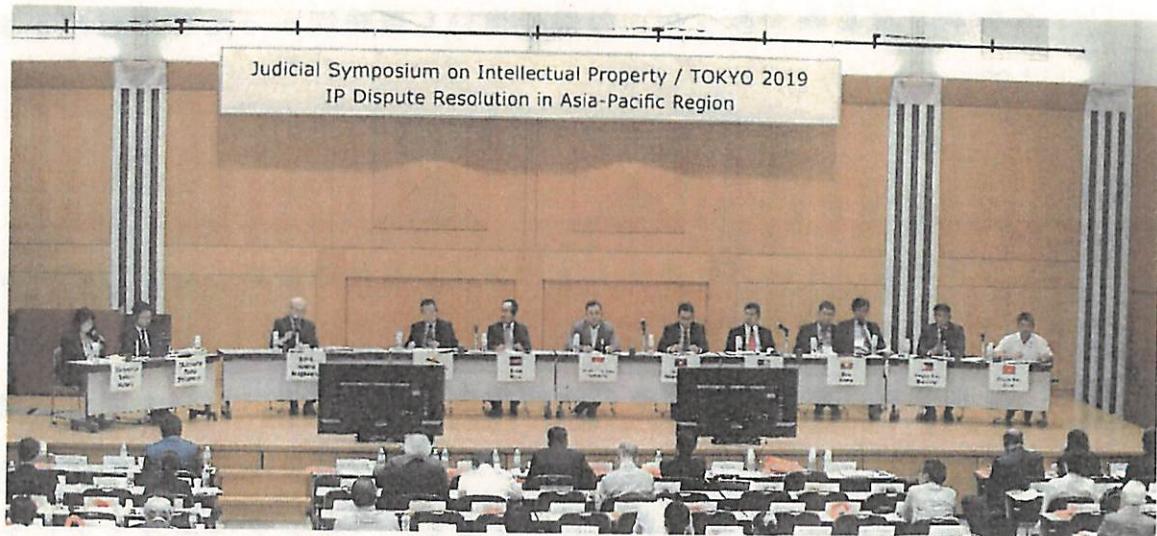
午前中は、冒頭に法務省の辻裕教事務次官（山内由光大臣官房審議官代読）の挨拶があった後、東京地方裁判所の田中孝一判事やブルネイを除くASEAN9か国の裁判官が登壇し、「インターネット上における著作権侵害」をテーマとする模擬裁判が行われました。

午後は、警察庁生活安全局課長補佐による「著作権侵害事犯の検挙状

況等について」の講演の後、タイとシンガポールから著作権侵害における検査手続等の発表が行われました。そして、「インターネット上の著作権侵害における検査手続等」をテーマとして、ASEAN諸国の検査関係者によるパネルディスカッションが行われました。



【模擬裁判の様子（2日目）】



【パネルディスカッションの様子（2日目）】

4 3日目(9月27日)

冒頭、特許庁の松永明長官から基調講演があり、山下崇審判部長から「審判の最新状況」についての講演が行われました。

その後、知的財産高等裁判所の森義之部総括判事や韓国・中国・オーストラリア・インド・シンガポールの裁判官が登壇し、「特許の進歩性の判断に関する各国比較」というテーマでパネルディスカッションが行われました。



【パネルディスカッションの様子（3日目）】

シンポジウムの最後には、知的財産高等裁判所の高部眞規子所長が、アジア太平洋地域における知的財産紛争の解決について、大変有益で興味深い情報を提供できたものと確信しております、この地域における知的財産紛争がよりよい解決に向かうように祈念する旨の閉会の御挨拶を述べられ、3日間にわたるシンポジウムが無事に終了しました。



【閉会の御挨拶を行う高部所長】

5 まとめ

今回のシンポジウムは、地理的にもつながりの深いアジア太平洋地域の実務家同士が各国の法制度やその背景にある価値観を共有しつつ活発に意見交換をすることができる大変有意義な機会となりました。

また、国際的にも我が国の裁判所のプレゼンスを示すことに、大きな成果を上げたと考えられます。





【会場の様子】

プログラム

1日目 令和元年9月25日(水)

9:30-9:35 開会挨拶
最高裁判所 菅野博之判事

9:35-9:45 事例説明
知的財産高等裁判所 小林康彦裁判官

9:50-10:40 模擬裁判(日本)
知的財産高等裁判所 高部眞規子所長
知的財産高等裁判所 眞鍋美穂子裁判官
知的財産高等裁判所 山門優裁判官
知的財産高等裁判所 高橋彩裁判官
知的財産高等裁判所 國分隆文裁判官
知的財産高等裁判所 熊谷大輔裁判官
知的財産高等裁判所 菅洋輝裁判官
知的財産高等裁判所 篠原功一裁判所調査官
日弁連知的財産センター 服部誠弁護士
弁護士知財ネット 古城春実弁護士

10:45-11:35 模擬裁判(韓国)
韓国特許法院 Kyuhong LEE 裁判長
金・張法律事務所 Sang-Wook HAN 弁護士
法務法人太平洋 Hoodong LEE 弁護士

11:40-12:30 模擬裁判(中国)
中国最高人民法院知識産権法廷 Lang Guimei 裁判官
深圳市中級人民法院 Wang yuanyuan 裁判官
林達劉グループ Chixue WEI 弁護士
北京魏啓学法律事務所 Sai CHEN 弁護士
日本技術貿易株式会社 Jia GUO 弁理士
北京魏啓学法律事務所 Nancy (Xiaowen) SONG 弁理士
林達劉グループ Tao CHEN 弁理士

12:30-13:45 休憩

13:45-14:35	模擬裁判（オーストラリア）
	オーストラリア連邦裁判所 John Nicholas 裁判官
	アレンズ法律事務所 Sarah Matheson 弁護士
	アレンズ法律事務所 Philip Kerr 弁護士
14:40-15:30	模擬裁判（インド）
	デリー高等裁判所 Prathiba M. Singh 裁判官
	アーナンド&アーナンド法律事務所 Pravin Anand 弁護士
	知的財産法律事務所 INTL ADVOCARE Hemant Singh 弁護士
	シン&シン法律事務所 Saya Choudhary Kapur 弁護士
	アーナンド&アーナンド法律事務所 Rajiv Bhatnagar 弁理士
15:30-15:50	休憩
15:50-17:20	総括パネルディスカッション
	モデレーター
	知的財産高等裁判所 関根澄子裁判官
	弁護士知財ネット 古城春実弁護士
	パネリスト
	日本
	知的財産高等裁判所 高部眞規子所長
	日弁連知的財産センター 服部誠弁護士
	オーストラリア
	オーストラリア連邦裁判所 John Nicholas 裁判官
	中国
	深圳市中級人民法院 Wang yuanyuan 裁判官
	インド
	デリー高等裁判所 Prathiba M. Singh 裁判官
	韓国
	韓国特許法院 Kyuhong LEE 裁判長
	各国弁護士
17:20-17:30	挨拶
	日本弁護士連合会 菊地裕太郎会長
17:30	1日目終了

2日目 令和元年9月26日(木)

- 9:40-9:45 挨拶
法務省 辻裕教事務次官
- 9:45-10:50 模擬裁判(インターネット上における著作権侵害)
日本
東京地方裁判所 田中孝一裁判官
中村合同特許法律事務所 相良由里子弁護士
青山綜合法律事務所 氏家優太弁護士
ベーカー＆マッケンジー法律事務所 菅礼子弁護士
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 岩井久美子弁護士
カンボジア
プノンペン第一審裁判所 Key Manera裁判官
インドネシア
最高裁判所 Unggul Prayudho Satriyo裁判官
ラオス
ヴィエンチャン首都人民裁判所 Acksonesinh Vixayalai裁判官
マレーシア
クアラルンプール高等裁判所 Lim Chong Fong裁判官
ミャンマー
連邦最高裁判所 Soe Khun Phyu裁判官
フィリピン
地方裁判所 Arthur O. Malabaguiio裁判官
シンガポール
控訴裁判所 Justin Yeo裁判官
タイ
専門事件控訴裁判所 Chaiyos Oranonsiri裁判官
ベトナム
ランソン省人民裁判所 Chu Le Huong 裁判官
- 10:50-11:05 休憩
- 11:05-12:15 模擬裁判・総括
同上
- 12:15-13:30 休憩

13:30-14:00	講演（著作権侵害事犯の検挙状況等について） 警察庁生活安全局生活経済対策管理官付 萩原勇課長補佐
14:00-14:15	休憩
14:15-14:35	発表①（著作権侵害における検査手続等）（タイ） タイ王立警察経済犯罪取締部 Chavalit Chavalitphongpun 取締部長
14:35-14:55	発表②（著作権侵害における検査手続等）（シンガポール） シンガポール警察犯罪検査局知的財産権部 Winnie Leong 部長
14:55-15:10	休憩
15:10-17:20	パネルディスカッション（インターネット上の著作権侵害における検査手続等） モデレーター 法務省法務総合研究所国際協力部 小谷ゆかり教官 法務省法務総合研究所国際協力部 下道良太教官 コメンテーター 警察庁生活安全局生活経済対策管理官付 萩原勇課長補佐 パネリスト ブルネイ ブルネイ王立警察犯罪検査局 Dato Paduka Hj Mohammad Hassan bin Pehin Penyurat Hj Awang Ahmad局長 カンボジア 内務省国家警察人民委員会知財犯罪局経済犯罪警察部 Meas Ravuth副部長 インドネシア インドネシア警察犯罪検査局産業取引特殊経済第四部 Hendy Febrianto Kurniawan部門長 ラオス 公安省警察総務局インターポール部門 Chanthon Heuangkhamxay副部長 マレーシア マレーシア王立警察経済犯罪検査局 Amran Md Jusin共同検査部長 ミャンマー ミャンマー警察犯罪検査局 Soe Naing警察中佐 フィリピン フィリピン国家警察 Nestor Elio Bacuyag警部 ベトナム 公安省 Pham Hai Binhベトナム警察アカデミー教官
17:20	2日目終了

3日目 令和元年9月27日(金)

- 9:30-9:40 基調講演
特許庁 松永明長官
- 9:40-10:00 審判の最新状況
特許庁 山下崇審判部長
- 10:00-12:25 パネルディスカッション（特許の進歩性の判断に関する各国比較）
モデレーター
久遠特許事務所 奥山尚一弁理士
阿部・井窪・片山法律事務所 加藤志麻子弁理士
パネリスト
日本
知的財産高等裁判所 森義之部総括裁判官
特許庁 和田雄二首席審判長
オーストラリア
オーストラリア連邦裁判所 John Nicholas 裁判官
中国
中国最高人民法院知識産権法廷 Lang Guimei 裁判官
深圳市中級人民法院 Wang yuanyuan 裁判官
インド
デリー高等裁判所 Prathiba M. Singh 裁判官
韓国
韓国特許法院 Kyuhong LEE 裁判長
シンガポール
控訴裁判所 Justin Yeo 裁判官
- 12:25-12:30 閉会挨拶
知的財産高等裁判所 高部眞規子所長

国際知財司法シンポジウム2019

1日目（9月25日）模擬裁判の事例等

1 事案の概要

Pony社は、2002年9月25日、カーナビゲーションシステムの制御方法に関する発明（以下「本件発明」という。）について、特許出願をし、2008年9月25日、設定の登録（特許第20190925号）を受けた（以下「本件特許」といい、その特許権を「本件特許権」という。）。

Donkey社は、2013年9月25日より、業として、ユーザーに対し、「DKターミナル」という専用携帯端末（以下「被告端末」という。）を貸与した上で、「DKカーナビ」という名称のカーナビゲーションサービス（以下「被告サービス」という。）を提供している。

被告サービスの提供は、Donkeyの管理・運営するサーバー（以下「被告サーバー」という。）と、ユーザーにおいて保持する被告端末とからなるカーナビゲーションシステムを制御する方法（以下「被告方法」という。）により行われる。Donkeyは、被告方法の使用にのみ用いるサーバー用プログラム（以下「被告サーバー用プログラム」という。）を作成し、そのマスターCDを作成の上、被告サーバーに同プログラムをインストールしている。

ユーザーが被告サービスを利用するためには、月額300円（3米ドル）の利用料をDonkeyに支払って、被告端末を用いて被告サーバーと通信する必要がある。

Ponyは、2018年9月25日、特許権侵害訴訟を提起し、被告方法は本件特許権を侵害していると主張して、Donkeyに対し、以下の請求を行った。

- ① 被告方法の使用及び被告端末の生産、貸渡し及び貸渡しの申出の差止め
- ② 被告サーバー用プログラムが記録された媒体及び被告端末の廃棄
- ③ 損害賠償として、実施に対し受けるべき金額相当額10億円（1000万米ドル）の支払い

2 本件発明（請求項1に係る発明）

地図を表示画面に表示するカーナビゲーションシステムの制御方法であって、複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段から前記表示データを読み出して前記複数のサービス施設を前記表示画面に表示させるステップと、前記表示画面に表示された複数のサービス施設のうちの1のサービス施設を操作に応じて指定するステップと、指定された1のサービス施設に対応する座標データを前記第1記憶手段から読み出すステップと、読み出された座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶させるステップと、前記表示画面に地図が表示されているとき前記第2記憶手段から座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して前記表示画面に表示させるステップとを含むことを特徴とするカーナビゲーションシステムの制御方法。

3 本件明細書（抜粋）

【0005】

【発明の目的】本発明の目的は、ユーザーが、サービス施設を地図上に表示するための面倒な操作をすることなく、ユーザー登録をすることができるカーナビゲーションシステムの制御方法を提供することである。

【0007】

【発明の作用】本発明のカーナビゲーションシステムの制御方法においては、複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データが予め第1記憶手段に記憶され、表示画面に表示された複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録をする。そして、表示画面に地図が表示されているときにユーザー登録された座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して表示画面に表示させることができる。

【0008】

【実施例】図1は本発明を実施するに好適なカーナビゲーションシステムの一実施例を示すブロック図である。

【0009】システムコントローラ5はインターフェース6と、CPU（中央処理回路）7と、ROM（Read Only Memory）8と、RAM（Random Access Memory）9とから構成されている。RAM9は本ナビゲーションシステムの電源切断時にも電圧が供給されて後述する経度及び緯度データ、地点表示パターンデータ、ユーザー登録フラグ等のデータが消滅しないようにバックアップされる。また、RAM9には図2に示すように複数の経度及び緯度データと地点表示パターンデータとが一対となってアドレス毎に記憶されるユーザー登録データテーブルが形成される。

【0010】外部記憶媒体として、例えばCD-ROMが用いられる。CD-ROMには、地図データの他にサービスリスト表示データ、詳細表示データ、座標データとしての経度及び緯度データ並びに地点表示パターンデータが予め記憶されている。CD-ROMドライブ11の出力はバスラインLに送出される。

【0013】次に、CPU7によって実行されるユーザー登録動作について説明する。

【0014】CPU7は先ず、サービスリストをディスプレイ17上に表示させる。サービスリストは地域毎のレストランやホテルのリストである。CPU7は、選択キーの操作があった場合には操作されたときのカーソル位置に応じてCD-ROMから読み出した詳細表示データをディスプレイ17上に表示させる。

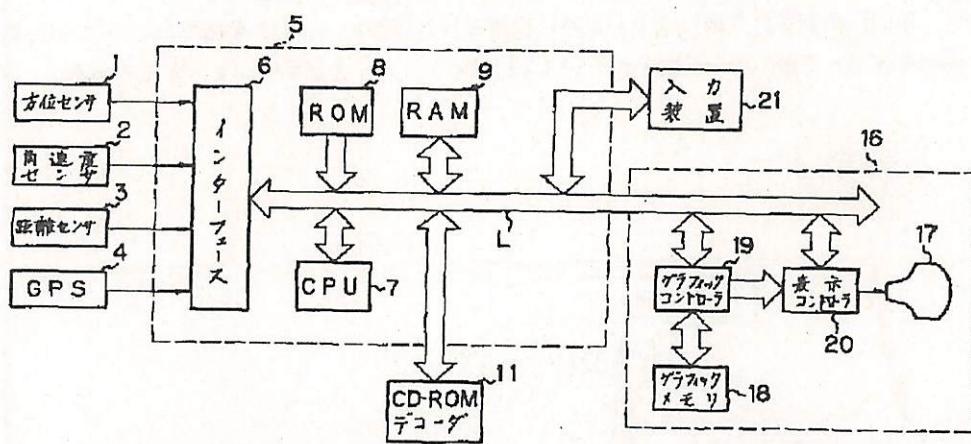
【0015】ユーザー登録キーが操作されたならば、読み出した詳細表示データと1つの組になっている経度及び緯度データと地点表示パターンデータとをCD-ROMから読み出す。そして、読み出した経度及び緯度データと地点表示パターンデータとを一対のデータとしてRAM9に書き込む。施設データである経度及び緯度データと地点表示パターンデータは安価な記憶媒体であるCD-ROMに格納し、ユーザー登録データは書換えが可能なRAMに記憶することにより、利便性の向上とコスト低減とを両立することができる。

【0017】次いで、CPU 7によって実行されるユーザー登録されたデータを表示する動作について説明する。CPU 7は、ユーザー登録データテーブルから経度及び緯度データ (x_n, y_n) を読み出し、現在表示中の地図の範囲内ならば、地点表示パターンデータ D_n を読み出し、経度及び緯度データ (x_n, y_n) と地点表示パターンデータ D_n とをグラフィックコントローラ 19に供給する。これにより、ディスプレイ 17において経度及び緯度データ (x_n, y_n) が示す地図上の位置に地点表示パターンデータ D_n が示す表示パターンが表示される。例えば、レストランならば、表示パターン「R」がその存在する地図上の位置に表示される(図6)。

【0020】

【発明の効果】本発明のカーナビゲーションシステムの制御方法においては、サービスリストとして表示された複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録をすることで、ユーザーはサービス施設の正確な位置を知らずとも、簡単な操作でユーザー登録をすることができるという効果を奏する。

【図1】実施例のカーナビゲーションシステム



【図2】ユーザー登録データテーブル

アドレス	経度及び緯度データ	地点表示パターンデータ
A1	(x_1, y_1)	D1
A2		
A3		
A4		
⋮	⋮	⋮

【図6】走行中の画面 (Rは登録地点)



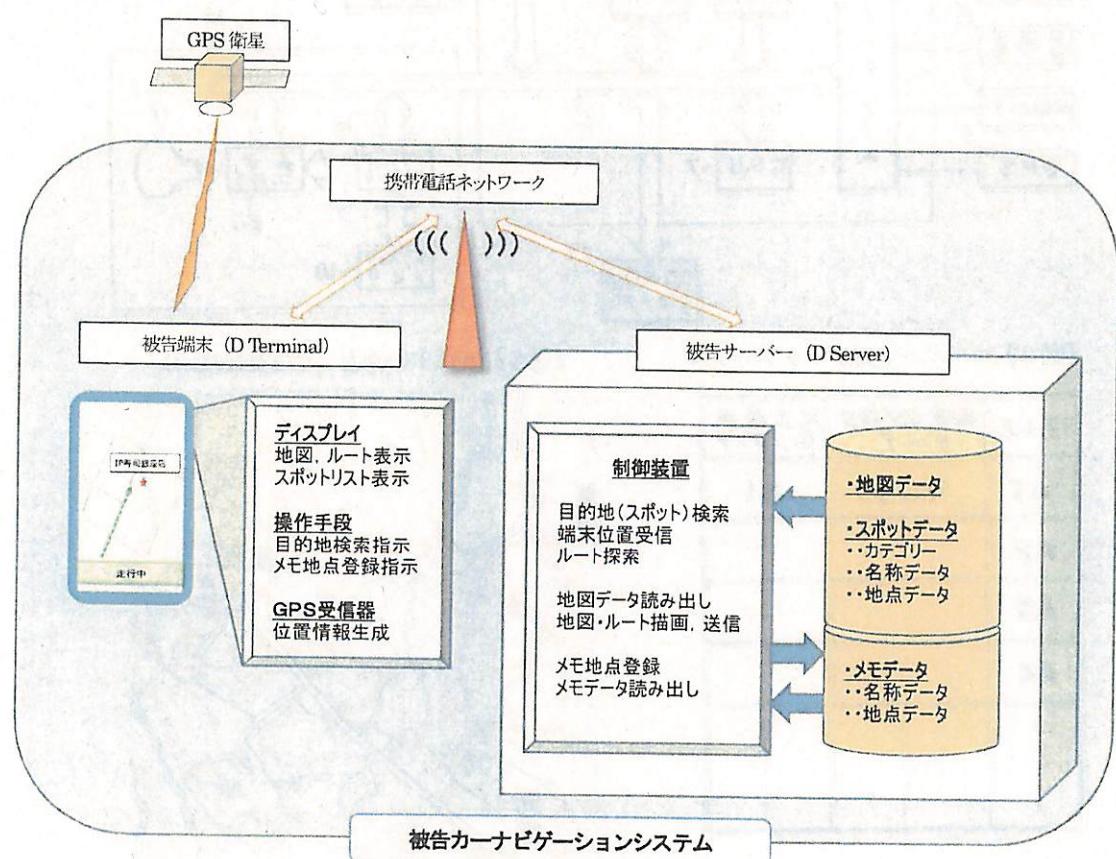
4 出願経過において提出された意見書（抜粋）

出願の過程において、審査官からの拒絶理由通知に対して P o n y が提出した意見書には、次の記載がある。
「引用発明 1 は、歩行者のための携帯用ナビゲーション装置であって、本願発明のようなカーナビゲーションシステムの制御方法を開示するものではありません。引用発明 1 は、自動車用のナビゲーション装置では解決し得なかつた歩行者用のナビゲーション装置に特有の課題を解決するものであります。」

本願発明は、請求項 1 により特定されるように、「読み出された座標データをユーザー登録データとして記憶する第 2 記憶手段」を有するところ、この第 2 記憶手段を、システムの電源切断時にもバッテリーから電源が供給されてユーザー登録フラグ等のデータが消滅しないようにバックアップされている R A M (本件明細書【0 0 0 9】) で構成することにより、電源 O F F 時にもユーザー登録データを記憶保持し続けることができ、ユーザーの利便性を向上させるという効果を奏します。このような効果は、本願発明のシステムが車両に搭載され、車両用の大容量バッテリーから R A M への常時の電源供給が可能であるからこそ得られるものです。」

5 被告方法

被告方法は、車内に搭載された被告端末と車外に設置される被告サーバーとを備えたシステムにより、被告端末の画面に地図を表示して車のルート案内サービスを提供する、カーナビゲーション方法である。

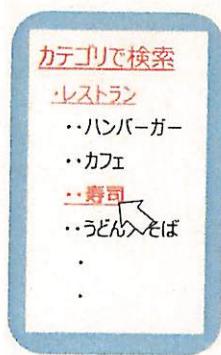


被告端末の画面においては、まず、ホテル、レストラン等のスポットのカテゴリを順次絞り込んで選択し、次に、スポットの所在地域を選択することによって、当該所在地域におけるスポットを検索することができる。

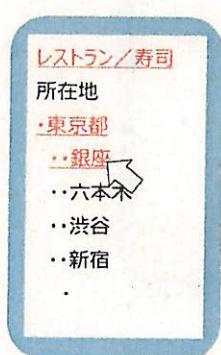
被告サーバーには、「被告スポットデータ」、すなわち、スポットの名称のデータ（被告名称データ）及びその所在に関するデータ（被告地点データ）が保持されている。

被告名称データを使用して、複数のスポット（例：寿司屋）の名称等をリスト表示させることができる（画面1～4）。

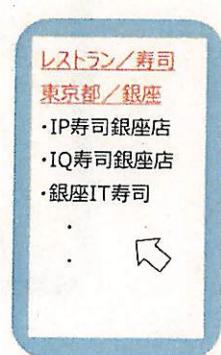
（画面1）



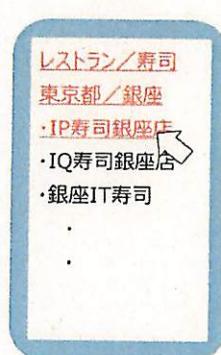
（画面2）



（画面3）

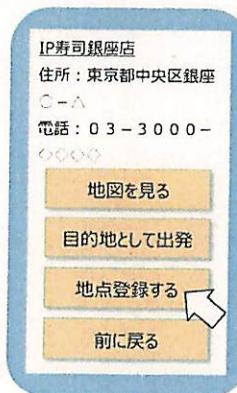


（画面4）



被告方法に係るシステムは、被告端末の操作により、画面に表示されたスポットの1つ（例：「IP寿司銀座店」）を「メモ地点」として登録する指示を受け付け、当該スポットに対応する被告地点データを被告サーバーから取得し、選択されたスポットを「メモ地点」として被告サーバーに登録することができる（画面5～7）。

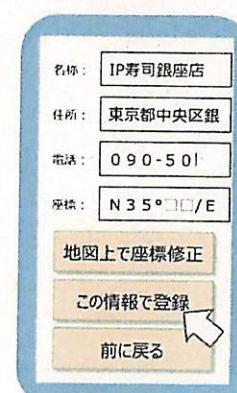
（画面5）



（画面6）



（画面7）



被告端末の画面に地図が表示される際に、被告サーバーから、「メモ地点」として登録されたスポット（メモ地点）の地点データ（被告メモデータ）を読み出し、その地点データが示す地図上の地点をアイコンの表示により地図に重畠して表示させる（画面8）。

（画面8）



※対応関係

本件発明の用語	被告方法の用語
施設データ	被告スポットデータ
表示データ	被告名称データ
座標データ	被告地点データ
ユーザー登録データ	被告メモデータ

支出決定決議書

支出決定する。	代行機関	確認者	入力者
官署支出官			

整理番号	発議年月日	年度	負担官区分	相殺請求番号	案件番号
0011921	2. 2.27	31	00		

所	管	03	裁判所				
会	計	00000	一般会計				
部	局	010	裁判所				
項		010	最高裁判所				
目		091010	庁費				
目 の 細 分	分	分	雜役務費(年額以外) その他				
細	氏	名	000191264				
債	又	は	(株) オーエムシー				
主	住	所	東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル				
金	機	関					
融	融	店					
預	貯	金	種別	口座番号	金額	2,252,046 円	
支	出	負	担	行為時の	支払回数	支出決定済額累計	円
債	主	コ	ード				
受	入	年	度				
及	及	び					
受	入	科	目				
支	出	決	定	区分	01 通常		
支	支	払	方	3 振込	支払時期	1 通常	
外	外	貨	名		外貨額		
分	任	官					
分任官整理番号							

摘要	要	*国際知財司法シンポジウム2019運営等業務(総価分)
----	---	-----------------------------

工	事	
仕	訳	区分
		5213 庁費等
勘定科目	(借方)	
勘定科目	(貸方)	
予算事項	006	裁判運営の充実に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

内訳種別	件数	略科目コード	部分払区分	支払予定期	精算予定期	債主別	支払実績
		005323		年月日 2. 3. 9	年月日	出力区分1	出力区分2

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番	00121

出納係
-2.3.4
受領

支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為する。 支出負担行為担当官	(代行機関) 主計課長	課長補佐	確認者	入力者
確認する。 支出決定する。 官署支出官				

整理番号	発議年月日	確認予定期	年度	負担官区分	相殺請求番号	案件番号
0135013	2. 2.27	2. 2.27	31	00		

所会部局項目	管計等	03 00000 010 010	裁判所 一般会計 裁判所 最高裁判所
目		091010. 庁費	
目 細 分 細	雜役務費(年額以外) その他 000191264 [REDACTED]		
債 主	住 所	東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル	
金 融 機 関 店	預 貯 金 種 別	口座番号	金額 外貨額
外 貨 名			3,385,884 円
受 入 年 度 及 び 受 入 科 目 名			
負 担 区 分 支 出 決 定 区 分	01 01	通常 通常	
支 払 方 法 精 算 額 分 任 官	3 振込	支払時期 最終表示	1 通常 未精算額 円
分任官整理番号			
摘要	要 *国際知財司法シンポジウム2019運営等業務(単価及び実費精算分)		



局 工 事	課 12	経・用度課
仕 訳 区 分	5213	府費等
勘定科目(借方)	181100000000	府費等
勘定科目(貸方)	020500000000	未払金
予 算 事 項	006	裁判運営の充実に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係 コード	内 訳 種 別	件 数	関連番号	支 払 回 数	略 科 目 コ ード	課 税 対 象 表 示	債 主 別 出 力 区 分 1	支 払 実 績 出 力 区 分 2
04					005323			

国庫債務負担行為整理番号 国庫債務事項	設定年度
------------------------	------

電文番号 00120



請求書

令和2年2月21日

最高裁判所 御中

住 所 東京都新宿区四谷四丁目 34 番地 1
名 称 株式会社オーエムシー
代表者 代表取締役 力武 寛

下記のとおり請求いたします。

記

1 業務名 國際知財司法シンポジウム2019運営等業務

2 金額 総価部分 2,252,046円 (税込)
単価部分 366,110円 (税込)
実費精算部分 3,019,774円 (税込)

合計御請求金額 5,637,930円 (税込)

3 振込先等

- ・振込先金融機関
 - ・支店名
 - ・預貯金種別
 - ・口座番号
 - ・口座名義
- 